

「区立幼稚園あり方検討」中間報告

1. 区立幼稚園のあり方検討会の再開について

区立幼稚園のあり方については、平成27年2月に公表した「区立幼稚園のあり方検討最終報告」の中で、運営基準として1学級の最低人数を10人に設定し、園児数が最低人数を下回った場合には、原則として2年目以降募集を停止し、3年目に閉園とする方針を定めていた。

今回、新河岸幼稚園について、令和2年度新入園児が最低人数を下回ることとなり、新河岸幼稚園の閉園、高島幼稚園との統合が避けがたいものとなったため、「区立幼稚園あり方検討会」を再開したものである。

2. 区立幼稚園の現状について

高島幼稚園においては、ピーク時である昭和59年度において、園児数230人、就園率95.8%であったが、令和2年度には園児数49人、就園率35.0%となっている。また、新河岸幼稚園においては、ピーク時である昭和54年度において、園児数160人、就園率100%であったが、令和2年度には園児数15人、就園率21.4%となっている。いずれの園も、前回検討当時の予測を上回る園児数の減少を示している状況である。

3. 新河岸幼稚園と高島幼稚園との統合について

上述のとおり、園児数が最低人数を下回った場合には3年目に閉園と言う方針が示されているところであるが、区立幼稚園の入園希望者は、既に想定を超えて減少しており、今後も入園希望者が大きく伸びる見込みはない状況である。また、新河岸幼稚園の園児には支援を要する子どもが多く、療育施設との併用をしている子どもも多数在籍しているため、実際に登園している園児数は、令和元年度4歳児で1日当たり平均9.5人、最も少ない日は5人と、既に最低人数を割り込んでいる状態であった。

最低人数は多様な関わりの中で幼児教育の効果を挙げるための最低値として設定されたものであり、令和2年度の新入園児が5人という現状では、集団的な学びという面で、園児に十分な学びの場を提供することは困難であると言わざるを得ない。

当時と状況が変化していることを踏まえ、園児に十分な教育を行うためにも、新河岸幼稚園については令和2年度で募集を停止し、令和3年度末での統合を図ることとする。

4. 新河岸幼稚園跡地利用について

新河岸幼稚園の跡地については、都営住宅の一部を行政財産の使用許可を受けて使用していたものであり、老朽化も進んでいることから、区が設置した施設（プール棟、遊具等）を撤去したうえで都に返還することとする。

5. 高島幼稚園の将来像について

新河岸幼稚園と統合後の高島幼稚園は、（１）公私立を合わせた区内幼稚園教育の標準型として、また、（２）要支援児の相談機能を果たすものとして、発展的に運営される必要がある。

これを推進するため、以下の事業を実施する。

（１）「区内幼稚園教育の標準型」としての事業

① 3歳児保育の実施

私立幼稚園においては3歳児からの3年保育が一般化しているため、区立幼稚園においても、区内幼稚園教育の標準型として、3歳児からの保育を小学校につなげることが重要である。

② 預かり保育の実施

「教育+保育」という形が、現在の幼稚園に求められている姿である。預かり保育を実施し、保護者からの要望に応えるとともに、保育を含めた幼稚園教育の標準型を形成する。

③ 保幼小中の連携

「学びのエリア」に位置付けられている高島幼稚園をモデルとしつつ、私立幼稚園についても学びのエリアへの参加を推進していく。

（２）要支援児の相談機能としての事業（相談支援事業）

専門員を配置し、私立園の利用者を含めて相談支援を行うことで、区内要支援児教育を推進する。

6. 経費について

経費については、令和3年度予算化に向けて精査及び内部協議を進めていく。

7. 今後の予定について

令和2年5月	1日～	私立幼稚園協会と協議
	5月 7日	中間のまとめ 教育委員会報告
	5月19日	中間のまとめ 庁議報告
	6月 9日	中間のまとめ 議会報告
	～12月	各事業につき具体的検討
令和3年1月		最終報告